平成２７年（フ）第８１号
札幌市豊平区平岸５条10丁目７番１号
破産者　ＡＧＭ株式会社
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２８７号
東京都中央区佃２丁目２番８号リバーシティ21イーストタワーズ1404
破産者　株式会社アップスタート
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９５６号
最後の住所名古屋市千種区下方町６丁目28番地　ハニリリカⅡ204号
破産者　亡髙岡昭彦相続財産
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９号
大分市萩原１丁目12番17号
破産者　有限会社福寿堂
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９１号
沖縄県那覇市壺屋２丁目13番21号
破産者　有限会社住建ハウス
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６号
沖縄県石垣市浜崎町２丁目１番７号蓬莱閣マンション602号
破産者　株式会社リゾートクリニックシステム
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町449番地　レオパレス大法207号、商業登記簿上の本店所在地　静岡県浜松市東区笠井町1230番地の２
破産者　株式会社Ｃｏｍｔｅｃｓ
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
静岡県浜松市西区西山町1843番地
破産者　イムラ電気工事有限会社
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
三重県名張市長瀬628番地
破産者　永岡　伸之
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１７号
三重県伊賀市西明寺2807番地１
破産者　株式会社西川商事運輸
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１８号
三重県伊賀市種生124番地　西川武明方、住民票上の住所三重県伊賀市生琉里3117番地の13
破産者　西川　大輔
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第９号
大阪府豊中市小曽根５丁目８番15号
破産者　有限会社日和化成品
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１０号
香川県高松市池田町1026番地１
破産者　株式会社オフィス・イチマルハチ
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９６号
愛媛県松山市下伊台町129番地３
破産者　有限会社伊台開発
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５７号
愛媛県松山市別府町291番地17
破産者　有限会社ＩＳＧ企画
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第３９５号
沖縄県那覇市上之屋１丁目10番８号メゾン高倉上之屋1502
破産者　有限会社善洋商事
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４６４号
千葉市若葉区西都賀３丁目23番17号
破産者　久保田守孝人
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９７号
千葉県野田市上花輪852番地
破産者　株式会社共燃
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第９８号
千葉県柏市柏253番地１柏プリンスハイツ101号、開始決定時の住所千葉県柏市戸張975番地６
破産者　吉田　浩司
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第９９号
千葉県柏市柏253番地１柏プリンスハイツ101号、開始決定時の住所千葉県柏市戸張975番地の６
破産者　吉田　悌治
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部